

# バークの代表論

## ——財産と帝国の視点から——

苧谷千尋

はじめに

- I. 先行研究の整理
- II. バークの代表論
  - 1. 自由主義
  - 2. 代表論
  - 3. 代表と人民
- III. 代表の資質

- 1. 権力と財産
  - 2. 土地財産と金融財産
  - IV. ポリティクスの拡大
    - 1. 複雑になる国益
    - 2. 膨張するブリテン帝国
- おわりに

### はじめに

今日のわれわれは民主化を一つのメルクマールとして歴史を回顧しがちであり、参政権の拡大をめぐる論争に目を向けがちである<sup>1)</sup>。イギリスにおいて人民が選挙権を求める運動は18世紀後半に始まるが、彼らは選挙権を要求するとともに自らが選んだ代表が自らの指示(indication)に従って行動することも求めていた。とりわけ都市の有権者は指示によって代表を拘束することを当然視していたとさえ言っている。確かに当時の論争は選挙権を争点として繰り広げられていて、後者の指示を問題とした者は少ない。だがこの指示問題は選挙権の拡大をめぐる論争以上に重要かもしれない。というのは有権者の指示に従うかどうかだけが代表にふさわしい資格であるならば、伝統的に政治学が問題としてきた「誰が統治すべきか」という問いと、あわせて論じられた統治エリートの資質や美徳といった議論を消失させることになるからである。

本稿で取り上げるエドモンド・バーク(Edmund Burke, 1729-97)は、選挙権の拡大ではなく有権者による指示を問題として取り上げ、彼らの要求が古典的な政治学からの離脱であることをはっきりと意識していた数少ない人物の一人である。バークは統治者と被治者の間にはっきりとした線を引いて、代表が有権者からの指示に従うことを拒否し、代表自身による信念を有権者の指示に優先させることを訴え続けた。バークにとって政治

の主要な問題は「誰が統治すべきか」でなければならず、バークは代表、政治家に求められる資質と美徳を問題にした。この18世紀イギリスで展開された指示をめぐる議論は、今日では「代表」と「代理」という概念で整理されるが、バークの主張は「代表」型に、人民の主張は「代理」型にあたる。この両概念が議会や政党などの制度を基礎づけていることはよく知られる通りだが<sup>2)</sup>、議会制度の確立過程でもある18世紀イギリスでは、制度の議論としてではなく指示問題のなかに両概念の緊張関係を見出すことができるのである。

本稿はこうした両者の相違を考察するために、バークの代表論を18世紀イギリスの自由主義思想の文脈におくとともに、バークの財産と帝国に関する言説を再構成する。とくになぜバークは有権者からの指示を拒み、また代表の資質と美徳にこだわったのかについて論じたい。指示を要求する論者は急進的なロック解釈をとり、社会契約説に立脚していたが、体系だった論考にまとめあげているわけではなく、いわば通念の域を出ない。一方のバークも彼らへの反駁としては十分であっても、自らの主張を体系立てて論じているわけではない。つまり両者の主張とも論点は明確だが、その背景はきわめて見えにくいのである。本稿でこの問題を自由主義の文脈におくのは、この見えにくい背景を多少なりとも浮上させるためでもある。

両者はともに自由主義者であり、権力の濫用、無制限な権力を恐れ憎み、権力をいかに抑制するかに腐心した

点で、何ら変わりはない。だが有権者の指示によって政治的な権力を抑制しようとする主張が明瞭な一方、パークのように代表各人の信念に基づく政治的なフリーハンドを与える主張は、権力の抑制という点からすると、一見、ナイーブに見える。確かにパークの代表論だけを取り上げて論じれば、パークには代表の権力を抑制するような言及はない。だがここでパークがなぜ代表、政治家の資質や美德にこだわったかについてあわせて考える必要がある。結論を先に述べれば、パークは資質や美德を代表に求めることによって政治的な権力を抑制しようとしたのであり、どうあればフリーハンドをもった権力が安全であるかの回答としたのである。この場合、パークが代表の資質と土地財産を関連づけて論じていることは注目に値する。パークにとって代表に必要な資質は、土地財産から生まれるものであり、土地財産がもつ継承的性格に伴う慣習から生じるのだった。付言すれば、18世紀イギリスはイングランド銀行の設立に伴い金融財産が誕生し、土地財産とともに財産形態として大きな力を持ったが、パークにとって金融財産は代表の資質を生む財産と見なされなかった点も注目している。土地財産がもつ絶対的な信頼感を借り、財産所有者が統治することで財産の侵害はありえないことを保障しようとしたのである。ではどうしてパークは資質や美德の議論によって、代表への指示を求める人民の主張を拒否しようとしたのだろうか。それはパークが活躍した18世紀後期のイギリスが帝国として膨張を続け、国益が流動的になり、常に権力が柔軟性をもつことが求められたからである。財産所有者の個々の利益を守ることだけが国益であった時代から、何が国益なのかをその都度議論しなければならない時代にパークは生きて、この国益の流動的性格をもっともよく知っていたのである。

## I. 先行研究の整理

パークの代表論は、先駆的な国民代表論として政治学史においても著名だが、パークが体系的に論じてないだけにパーク研究の中でも論じられることが少なく、まだ十分な研究が進んでいるとは言いがたいテーマである。本節ではこのような現状の確認を含め、本論に先立ち、先行研究でどのようにパークの代表論が考察されてきたのかを整理しその特徴をまとめ、あわせて本論に關係する先行研究についても論じることにしたい。

日本を代表するパーク研究者である岸本は、代表論の主張が必ずしもパークの独創ではなく17世紀末のシドニ (Algernon, Sidney 1623-83) の『統治に関する論考』(*Discourses of Concerning Government*, 1698) の中にその萌芽を見出すことができ、18世紀前半にはすでにウィルズ (John Willes, 1685-1761)、W・ヤング (William Yonge, 1693-1755) の両氏にその成熟した論考が存在していることを示して、パークの代表論の斬新さを強調すべきではないと指摘している (岸本, 277-278頁)。その上で岸本は、パークが「国民代表の考えを鮮明に打ち出すことによって……、急進主義者が今以上にその勢力を拡大するのを、また民主主義が今以上に進展するのを全力で食い止め、かくして憲法のバランスを保持しようとした」(同上, 279頁) とまとめ、パークは「一貫してブルジョワ的貴族や貴族的ブルジョワジーによる貴族寡頭政治の擁護者であって、いかなる意味でも民主主義者ではあり得なかった」(同上, 427頁) とする。岸本はパークの代表論が民主主義理論との対抗関係の中で主張されたものであり、パークの保守主義やエリート主義との関連性のなかで理解されなければならないと述べるが (同上, 279-280頁)、それを指摘するにとどまり、この関連性を展開させたパーク解釈を提示するには至っていない。

政治学者ピトキンは、『代表の概念について』(*The Concept of Representation*) のなかでパークの代表論を取り上げている。本書は、人はいつ自分たちが代表されていると感じるのか、そのためにはどのような条件が必要なのかといった問題意識に立つ (Pitkin, p. 9-10)。そして政治思想史のアプローチを採用することで、代表論が民主主義や自由主義とはほとんど関係なく発展してきた経緯とその格闘を追いながら、代表論の理念型を構築する試みである。

ピトキンも岸本と同様にパークの代表論の第一の特徴としてエリート主義をあげる。パークにとって代表は「国家にとって何が最良かを発見し、それを立法化するエリート集団」(ibid, p. 169) である。そしてこのエリート集団こそパークが自然的貴族と呼ぶものであるとして、さらにこう続ける。「十分な条件の揃った国家とは、本当の自然的貴族を育て養う国家であり、自然的貴族がもっともよく代表として機能することを理解して、統治を彼ら自然的貴族に任せる国家である」(ibid)。そして「自然のエリートの優位性と代表の望ましい資質は、彼

らの知性や知識ではなく、経験から生まれる判断、美徳、知恵にある」(ibid) とまとめ、エリートによる統治にバークの代表論の本質的な特徴を認める。

しかしピトキンの中心的な論点は、討議デモクラシーの萌芽をバークの代表論に見出すことにある。政治的な問題への正しい解決策と国家全体の利益は、代表者が集まる議会での討議過程において発見されるのであって、何をなすべきかについて有権者と協議することから発見できるわけではない (ibid, p. 170-1)。ピトキンはエリート主義とあわせてエリートによる討議の重要性を指摘するのである。このとき彼女が最も強調するのは、利益を人民の要求や意見から独立したものとして理解するバークの革新性である (ibid, p. 180)。それゆえに代表が「代表」するものは人民の意見ではなく利益であると言うことができ、また人民の意見に拘束される必要もなくなるのである。利益は「国益以外の利益を持たない」(ibid, p. 171) 自然のエリートによって正しく代表されており、彼らが討議するなかで何が国益かが発見される (ibid, p. 187)。これがピトキンの理解するバークの代表論である。

岸本もピトキンもバークの代表論の特徴としてエリート主義を挙げているが、では自然的貴族とはいったい何で、彼らを生み、養成するための条件とは何か、といった問いに彼らは触れていない。

政治思想家ディキンソンは、バークが言う「自然的貴族による統治とは、政治的キャリアが才能を持つ者に開かれ、統治が能力のある者によって行われるべきことを意味するはずである。にもかかわらずバークは、大きな地所を持つ者が統治することをいつも好んでいる」(Dickinson 2005, p. 5) と指摘している。ここに岸本とピトキンが残している問いの手がかりが隠れているかもしれない。そしてこのディキンソンの指摘はそのまま、なぜ大きな土地財産を持つ者による統治をバークが好んだのかという新たな問いを含んでいると思われる。だがディキンソンによる説明はない。

バークの財産（所有権、property）についての理解に立脚して、バーク思想全体の再構築を試みた研究者として、アメリカを代表するバーク研究者フランシス・キャナヴァンを挙げなければならない<sup>3)</sup>。キャナヴァンは『バークの政治経済学』(*The Political Economy of Edmund Burke*) の中で、バークが財産を市民社会の基礎として位置づけている点を指摘する。財産が勤勉へ

のインセンティブとして働き、勤勉によって市民社会が形成され発展するからである。だから財産の保護、所有権の保障こそが統治の最大の任務であり、市民社会の高次の目標となるのである (Canavan, p. 70)。では政府が財産に干渉しないようにするためにはどうすればいいか。それは国家の財産それ自身、つまり郷土の自然のリーダーである貴族とジェントリーの土地貴族が統治することである (ibid, p. 77)。継承された財産が支配階級にふさわしい人間を育てるからであり、また十分な財産が腐敗への誘惑の防波堤になりえるからである (ibid, p. 98)<sup>4)</sup>。キャナヴァンは代表論を展開するためにこうした説明を試みているわけではないが、このキャナヴァンの主張は本稿の関心に近い。

このように先行研究においては、バークの代表論を彼のエリート主義の一形態、保守主義の一側面として理解した上で、自然的貴族論へと結びつけることが一般的である<sup>5)</sup>。だが彼らは自然的貴族との関連性を指摘するにとどまり、さらなるバーク解釈を提示するには至っていない。本論もこの代表論と自然的貴族論を結びつけるアプローチを採用するが、この関連性へのさらなる探求へと進むために、ディキンソンとキャナヴァンによって示唆された財産と権力を結びつけるバークの視点に着目したい。

また以上の先行研究には、バークが代表論を提唱した背景に関する十分な記述がなされていない。岸本は急進的な民主主義への対抗理論としての側面を強調するが、民主主義を「誰を選ぶべきか」の議論とするならば、バークが代表論で問題とした有権者による指示は「いかに権力を制限すべきか」についての議論であり、これは自由主義が格闘したテーマである。たしかに近代において自由主義と民主主義は密接な関係を持って発展してきたし、両者の思想が親和的であることは確かである。だがピトキンが注意深く両者を区別して用いるように、本稿でも両者の概念的な相違に注意を払う必要があると考え<sup>6)</sup>、バークの代表論を自由主義の問題として扱う。ピトキンはバークを扱う中で自由主義や民主主義の文脈を用いていないが、前述のように代表論が自由主義や民主主義とはほとんど関係なく発展してきたと考えている。確かに代表論が両思想から生じたとは考えにくいし、少なくとも論理の上では関係なく発展してきたと考えられる。だがたとえそうであっても、代表論が自由主義と交錯し議論の対象となることはありえる。キャナヴァンが言うよ

うに、パークは財産の保護や政府の干渉を重要な問題として取り上げており、また自らを自由主義者と見なしていた。少なくともパークにおいては代表論と自由主義になんらかの接点を見出すことは可能だろう。本稿は先行研究にはない自由主義の文脈という新しい光をパークの代表論にあてる試みである。

## II. パークの代表論

### 1. 自由主義

では近代、とりわけ18世紀イギリスにおける自由主義はどのような思想であったのだろうか。ときとして自由主義は、人間理性への信頼と私的な存在としての個人に立脚して政治を構想したと理解される。また政治的な自由を主張する思想として理解されることもある。だがこうした理解は自由主義の敵対者によって作られたまったくの誤解にすぎない。この誤解を指摘した政治学者ウォーリンは、自由主義が不安から生まれた思想であり、不安を克服しようとする努力の中から生まれた思想であることを強調する (Wolin, 340-1 頁)<sup>7)</sup>。彼らは恣意的で、無制限な統治権力にたえず不安であり、特に財産の侵害を恐れた。このとき注意すべきは、彼らの恐れは専制君主にのみ向けられたものではないという点である。例えばヒューム (David Hume, 1711-1776) やスミス (Adam Smith, 1723-90) は、統治権力と結託した商業利益が社会的害悪をもたらすことを十分に意識していた。なぜなら自由主義者の理解では、人間の理性には限界があり、人間は理性ではなく情念によって支配されているのであって、ゆえに統治権力が誰の手に握られるにせよ、統治権力が正しく行使され得ない可能性があるとは彼らは考えたのである。

自由主義者の回答は、ひとつには市場の働く領域を広げることでポリティクスの働く領域を狭めることであった。だが市場の働く領域の拡充を認めたところで、正義の強制をはじめとする統治の課題が消失するとは考えなかった。そこで彼らのもう一つの回答は、統治を規則的で予測可能なもの、安全なものにしておく制度を設計することであった。スミスによる「統治機構の車輪」の比喩はそれを端的に表している。このとき「誰が統治すべきか」という問いは消失したし、またこの問いを消失させるよう彼らは格闘したのである。

だが自由主義者のみながみな、こうした統治の自動機

械化を試みたわけでもない。一流の思想家にはこうした構想を練る能力もあったし、機械化を待ち望む時間的な余裕もあったかもしれない。だが統治権力への不安に怯える人民には、選挙こそこの不安を解消する機会であり、代表に直接、指示を行うことがこの不安を解消する最大の近道に思えたのである。「有権者は選挙区に立つ候補者に試験を課して、票を投じる前に特定の問題に対して賛成するか否かを知ることができる」(Dickinson 1977, 229 頁) と主張する者さえ現れたほどである。自動機械化との対比で言えば、彼らの試みは統治の半機械化と呼ぶことができよう。だからウォーリンが言うように、自由主義にとって政治参加は「自己実現的な活動というよりは、むしろ防衛のための手段としての性質をもつもの」(Wolin, 352 頁) なのである。このとき彼らの立場を弁護するために使えた知的武装は社会契約説であった。統治者と被治者が契約によって結ばれている以上、両者の関係は双務的であり、自らの意思を表明し代表を指示できるという考えを支えたのである。もちろん彼らは体系性をもってこうした主張を展開したわけではなく、そのほとんどは新聞やパンフレットを通して流布し、一般通念化したものであり、その論理的展開を実証的に説明することは困難である。だが以上述べたように、自由主義の文脈に「指示」を置いて議論することは可能であるし有益なのである<sup>8)</sup>。

パークは以下で見るように確かに有権者からの指示を拒否したが、ただ拒否しただけではない。このような自由主義者の主張や不安に対し、パークがどのような答えを用意していたかを見るわけだが、まずパークが有権者の指示を拒否するロジックを取り上げ、議論を始めることにしよう。

### 2. 代表論

パークは1774年にはじめて代表についての考えを表明したが、それは自ら臨んだ下院選挙の当選が確定した後の演説の中でだった<sup>9)</sup>。有権者を目の前に彼らの指示を拒否し、自らの意思を優先することをあえて宣言し、彼らの理解を求めようとしたのである。そしてパークは自らの代表論に従って行動し、選挙区の利害と相反する政策に賛成することも恐れなかった。だがパークの代表論の訴えが有権者に届くことはなかった。1780年の下院選挙において有権者の支持を得られず、パークは立候補辞退に追い込まれることになる。すでに指摘したよう

に、パークが活躍した18世紀後半の特に都市部においては、代表は有権者の指示に従い、選挙区の特定の利益のために行動すべきだとする考え方が一般的だったのである。確かにこの時期はアメリカの「代表なくして課税なし」のスローガンに刺激を受けた急進派によって選挙権の拡大が主張されていたが、被選挙権や財産資格の撤廃までを要求する者はまだごく一部であり<sup>10</sup>、パークがこの運動に脅威を感じていたという言説はない。むしろパークは有権者からの指示に代表が従属させられること、またその傾向が強まっていることに強い懸念を抱き、問題として取り上げたのである。1791年、パークは自分を評して「民衆的選挙の演壇上で、あえて有権者からの指示の権威を拒否した最初の人間、そしていかなる場所でもことあるごとに絶えずこの教説の誤りを説き続けてきた最初の人間である。おそらくこの強制委任の教説がわが国の国政でそれ以降支持を失ったことの大きな要因は、こうして進んで強制委任に反対する意見を述べたことにもとづくことと信じられる」(*Appeal*, 1791, *Works*, IV, p. 95-96: 604頁)と述べるほどに、自らの主張の正しさを確信し、またその貢献を自認していた。この引用にあるようにパークは1774年の表明以来、繰り返し代表論を提唱しているが、その代表論を発展させたり、何かを付け加えたりはしていない。このことはパークの確信の深さを物語っている。

パークは人民が主張する利益と公共的な利益との間に大きな乖離だけでなく緊張関係があること、しかしだからといってこの乖離や緊張関係を解消する方法がないことをはっきり認識していた。だからこそ代表問題を有権者の指示と代表の政治的信念の二者択一の問題として設定した上で、すべてを後者に委ねることで解決を図ろうとしたのである。パークのこうした主張は一見すると単純だが、実はこの見かけほど単純ではない。

議会は多様で敵対的な利害関係を代表する大使(ambassadors)で構成される会議体(*congress*)ではない。他の代理人や代弁者と敵対しあって自らの利益をお互いに守り抜かなければならないような会議体では決してない。そうではなくて議会は一つの利益、つまり全体の利益を代表する一つの国民の審議集会(*deliberative Assembly*)である。したがってここでは、地方の目的や地方の偏見ではなくて、全体の普遍的理性(*general reason*)から生まれる

普遍的利益(*general Good*)こそが指針とならなければならない。諸君は確かに議員を選出する。しかし諸君が彼を選出した瞬間から、彼はブリストルの議員ではなくイギリス議会の議員となる。もしも地方の有権者が自己の利害関係にもとづいて、共同社会の他の構成員の真の利益に反することが明らかな性急な見解を作り上げるならば、その地域から選出される議員は他の地域の議員同様に、この種の意図を実現しようとする努力を排除しなければならない。(*Conclusion of the Poll*, 1774, *W&S*, III, p. 69: 164-165頁)

地方の代理として議会に参加することは、地方からの異なった利害がそのまま国政に持ち込まれることに他ならない。パークの理解では、地方の利益を持ち寄って合算してもそれは国益にはならないし、またこの利害を調整したところで国益にはならない。パークは議会を諸利害の調整の場とは見なさなかったし、そもそも国家も国益も一つであり、分割可能だとは考えなかったのである。こうしたパークの主張には人民が国益を推定できないという前提が置かれており、それゆえに選挙区の利益は国益に結びつかないとの主張につながる。しかしここで注意すべきは、だからといって国益が想定できないとはパークが考えていない点である。だがパークは何が国益かを定義したり、論じたりすることはなかった。それは後に見るようにパークが国益を前提なしには定義できないと考えていたからであり、代表が国益を状況に応じて自由に定義できる可能性を必要とすると考えていたからである。パークは「自らの代表に非常に広大な視野に立って行動する余地を認めないならば、われわれは最後には必ずやわが国の国民的な代議制度を単なる地域的な利益代表者間の、混乱した騒々しい抗争の舞台に墮落させるに決まっている」(*Bristol Previous to the Election*, 1780, *W&S*, III, p. 626: 394頁)とも述べているが、代表に広い行動の余地を与えることで、抽象概念である国家と国益を措定できると信じていたのである。

代表が有権者の指示や意見に従うことになれば、代表の行動の自由が奪われるのはもちろん、代表を風見鶏に変えてしまうとパークは指摘している。「諸君は他の人々と並んで私を、国家の柱石として現在の地位に選んだのであり、変わり身の早さと軽薄さ以外の取り柄を何一つ持たないあの屋上の風見鶏のように、その日その日

の気まぐれな流行の風向きを告知するだけの役にしか立たない存在として選出したのでないことを私は知っている」(*Bristol Previous to the Election, 1780, W&S, III*, p. 634: 403頁)とパークは述べる。ここには人民の指示や意見が、定見なく、気まぐれであることが示唆されている。もちろん人民が代表に風見鶏であることを期待したわけではない。少なくとも彼らの指示通りに動く機械であることを望んでいたのだが、パークはその機械の役割さえも果たさず、前にも後ろにも進むことのない風見鶏に例えた。つまり指示は代表を立ち往生させるだけで、人民の不安を解消させる手だてになり得ないとパークは言うのである。

### 3. 代表と人民

ではパークは代表をどのように理解していたのだろうか。人民には国益を推定する能力がないと言うパークは、一方の代表にはこの能力が十分備わっていると単純に信じていたわけではなかった。「そもそも自らの私利を二の次にして公共の利益にもとづく行動をする人間の選出は容易ではない」(*Fox's India Bill, 1783, W&S, V: 523-524*頁)と述べるように、パークは必ずしも選出された代表が国益を推定し、かつその実現のために奔走するとは考えていなかった。代表に国益を推定可能な条件を用意することが必要だと考えるパークは、議論の焦点をこの条件にあわせるのである。ひとつはすでに触れたように、代表の行動の自由、フリーハンドを認めることである。そしてこうした自由を認める一方で、ここが肝心ののだが、信託 (trust) という規範的な言葉で代表に責任を課すことであった。責任を課すことで、私益でも地方益でもない国益を論じるように条件づけたのである。これは自由主義が切り捨てた概念を再び政治学に拾い上げる試みということができる。そして最も強調すべきなのは、指示を求める有権者の知的理論である社会契約説とはまったく異なり、この責任を有権者との関連の中で論じていない点である。つまり代表と有権者との間に契約は存在せず、代表が責任を負うのは有権者に対してではない。もし代表が有権者に責任を負うことを認めるのであれば、それは社会契約説に近づき、彼らの指示に従うことの正当性を承認することになる。パークが明瞭に代表は有権者への責任を負ってはいないという言説を残しているわけではないが、以下の二つの引用にあるように、責任感の元となる代表の資質や美徳がいかに有権者から生

まれるものではないかをパークは論じているのである。

彼らの利益を彼一己の利益よりも必ず優先させることが彼の義務に他ならない。(原文改行)しかし彼の捕われぬ意見 (unbiased opinion)、彼の慎重な判断 (mature judgment)、啓発された良心 (enlightened conscience) は絶対に諸君のため、否、生きているどんな人間、どんな党派の人々のためにも犠牲にされることがあってはならない。彼はこれらの資質を諸君の気まぐれから引き出すのでもなければ、しかり、法律や社会制度から引き出すのでもない。それらは神からの信託に他ならず、したがって彼はその乱用に対して深い責任を負わなければならない。(Speech of Conclusion of the Poll, 1774, W&S, III, p. 69: 164頁)

権威の制度を構成する人々 [政治的代表者] は、神、自然、出自、生活習慣が作り上げるものであって、どのような名前、力、役職、人為的な制度をもってしてもこれを作り上げることはできない。人民は神、自然、出自、生活習慣が与える以上の能力など持っていない。徳の高い賢明な者を人民が選出することはありえる。しかし彼らの選択というのは、いくら人民が自らの高貴な手をおいたところで自分たちが任じた者たちに美徳も叡智も授けることはできない。(Reflections, 1790, W&S, VIII, p. 91: 中野訳・上、77頁)

こうしてパークは資質や美徳が人民に由来しないと主張することで、人民との間に責任関係、契約関係がないことを論じているのである。法律や社会制度、そして選挙からも代表への責任、資質や美徳が生まれないのであればそれはどこから生じるとパークが考えていたかは興味深いところだが、それは後述するとして、パークはこのように社会契約説を一蹴する。人民の意見や指示を認めず、さらに責任さえも負う必要がないと述べるパークは、人民を全く蔑ろにしているようにも思えるが、そうではない。パークは代表が「有権者たちとの間の最も緊密な連携、最も親密な連絡、最も隔てない交流の中にいることを、最高の幸福であり名誉と感ずべき」(*Conclusion of the Poll, 1774, W&S, III, p. 69: 163*頁)とも述べるように、人民との交流が必要であることと認めていた。ではパークは人民の何に期待したのだろうか。

この点について考えるとき、パークが人民（people）と大衆（multitude）、群衆（crowd）を区別して使用し、人民の実態として「王国の自然的支柱たる大貴族、指導的な郷紳階級、裕福な商工業者層、堅実なる自作農民」（*Discontents*, W&S, II, p. 282: 39頁）を挙げ、その数を40万人と推定していることは重要である<sup>11)</sup>。彼らの階層からもわかるように、パークは人民をある程度、私有財産を持ち、社会的影響力のある階層だと想定していた。つまり無分別で教養もない大衆や群衆とは明確に区別していたのである。にもかかわらず「彼らの眼前にはそれぞれの時代と局面に応じて繰り広げられる出来事を互いに比較し会得し、その全体を一つの明確な体系に組み入れる知恵を持つ人間はほとんどいない」（*Discontents*, W&S, II, p. 257: 12頁）と彼らの理性や意見、そしてもちろん指示を拒否する点はパークの人民観の大きな特徴である。つまりパークは有権者がたとえ代表と同じ階層であったとしても、両者の間に明確な線を引いたのだった。

パークが人民の判断として信頼するのは、彼らの意見ではなく、彼らの情念であり状態である。だから人民が統治に満足しているかどうかは、彼らの指示や選挙によって判断されてはならない。「私は統治者の側における誠意、雅量の自然的効果は被治者の側における平和、善意、秩序、敬愛となって現れると確信する」（*American Taxation*, W&S, II, p. 426: 110頁）、「大部分の人民は彼らが現実に幸福である間は決して何らかの理論に関して過度に神経質になるはずがない。国家の統治が悪いことを示す確実な兆候は、理論への国民の偏愛に他ならない」（*Letter to the Sheriffs of Bristol*, 1777, W&S, III, p. 319: 274頁）と述べるように、パークは人民の情念、感情とそれに基づく状態こそ信頼できると考えていたのである。だからパークは「下院の美質と精神そして本質をなすものは、実はそれが国民感情の直接的な鏡である、という一点にある」（*Discontents*, W&S, II, p. 292: 51頁）と述べるのであって、このときパークが意見の鏡とは述べてないことに注意を払う必要がある。

パークは代表の人民への共感が必要だと論じる。代表を医者に、人民を患者に例えるのも、人民の感情的な表現、特に不安や恐怖は信頼できると考えたからであり、彼らへの共感によってこそ代表はその務めを果たすことができるのである。「人民はわれわれの主人であり、彼らは自らの要求を大まかに漠然と表明するだけでよい。われわれは熟練な専門家、有能な職人として彼らの要求

を完全な形でまとめあげ、それに役立つ用具を選び出すのである。彼らは病気で苦しむ患者として自覚症状を告げるが、われわれは正確にその病気の原因をつきとめて、医術の定める通りの治療を施すわけである」（*Economical Reform*, 1780, W&S, III, p. 547: 369頁）。

これまでの考察から明らかなように、確かにパークの代表論にエリート主義とパターンリズムを容易く見出すことができる。だがだからといってパークが統治エリートである代表を完全無欠な存在として論じているわけではないことはすでに触れた。代表は人民の不安や恐怖に敏感であるべきと述べるパークの姿には、自由主義者としての一面がうかがえるのである。しかし人民への共感を強調するパークではあるが、人民の意見こそ政治原理だとは述べず、人民との契約や責任関係についても論ぜず、そして繰り返しになるが有権者からの指示を拒否し、その一方で代表へのフリーハンドを要求する。これでは十分に自由主義者を安心させられるとはいいがたい。ではパークは代表の抑制を何に求め、どのようにして人民を安心させようとしたのか。次節ではこの点を明らかにするために、先に引用した資質や美徳の議論を手がかりとして考察を進めることにする。

### Ⅲ. 代表の資質

#### 1. 権力と財産

前節でパークが代表の資質として、捕われない意見（unbiased opinion）、彼の慎重な判断（mature judgment）、啓発された良心（enlightened conscience）を挙げていることを見た。パークは法律や社会制度、そして選挙からはこうした資質や美徳が生まれないと論じているが、ではそれはどこから生まれるとパークは考えているのだろうか。結論を先に言えば、それは財産であり、この美徳と資質が財産から生まれるというレトリックを組み立てた点にこそパークの巧みさと議論の核心がある。もちろんこうした主張を展開したのはパークだけではない。だが伝統的に政治学は財産を政治的自律、独立を保障するためのものと見なしてきたのであり、美徳や資質を強調した点はやはりパークの特徴であろう。パークのこのレトリックは自然的貴族（natural aristocracy）と呼んだ代表観に最も明瞭にあらわれている<sup>12)</sup>。これは狭義の貴族である爵位貴族とは別にパークが用いる概念であるが、爵位を持たない者も能力によっては貴族として見な

されるべきであるという主張である。ディキンソンが「パークはあまりに賢明かつ正直であったので、統治すべき自然の貴族階級と18世紀末ブリテンの実際の貴族階級は同一である、などとは主張できなかつた。貴族の傲慢さは阻止される必要があること、寡頭政治は権力を乱用していることを彼は認めた」(ディキンソン 1977、328-329頁) と言うように<sup>13)</sup>、パークは貴族という概念を拡大させることで、爵位貴族に代わる統治権力の担い手として想定したのである。パークの言う自然的貴族は、基本的には能力主義の立場を取りながらもなお財産と密着した概念でありつづけた。爵位は持たないにしても大きな財産が必要だとされたのである。財産が能力とは直接には関わりがないにも関わらず、である。

こうした主張を展開するには、権力は財産に従うという格律を絶えず主張し、権力と財産は常に一体でなければならないと論じる必要があつたし、パークは事実、統治は財産をもった代表に任されなければならないと繰り返し主張した。1782年の下院演説の中で「統治と財産の両者は互いに調和し合い、互いに他を補強し合うものである」(*Representation of the House of Commons*, 1782, *Works*, VII, p. 95: 447頁) と述べ、また後年の『フランス革命についての省察』の中でも「フランスの財産がフランスを統治していない」ことを今後、革命政府が座礁するだろう基本的な要因だと考えていた(*Reflections*, 1790, *W&S*, VIII, p. 103: 中野訳・上、98頁)。財産はそれ自体が政治的な力であり、この力を統治権力から排除することはできないし、そのような試みは挫折せざるを得ない。急進派のように権力と財産を分離可能だとパークは想像することはできなかったのである。「もともと富はそれ自体が権力であるゆえに、すべての権力は何らかの手段によって不可避免的にそれ自体へ富を引きつける傾向をもつ」(*Economical Reform*, 1780, *W&S*, III, p. 531: 353頁) のである。

この権力は財産に従うという格律は、人民の不安を解消させるためにどうしても必要であつた。なぜなら財産を所有するものが代表、すなわち統治権力を担うのであれば、財産が侵害される恐れは少なくなるとの主張を可能にするからである。だからパークは王や爵位貴族に代えて、より広範囲な財産所有者である自然的貴族を統治権力の担い手として想定したのである。これは統治権力を機械化できないと考えるパークにとって、唯一考えられる統治権力の安全化であつた。「財産は、その取得と

保持の結合した原理から、当然ながら不平等を特徴的な本質とする。それゆえ、羨望を招き強欲心を挑発する巨大財産は、危険の可能性から守られねばならず、これはその状態にあつてはじめて、あらゆる階梯の一層零細な財産にとっても自然な堡壘たりうる」(*Reflections*, 1790, *W&S*, VIII, p. 102: 中野訳・上、95-96頁) と述べるように、大きな財産を持つ者の財産が保障されていることが、中小規模の財産が保障されることの約束となるのである。こうしてパークは自由主義者の財産侵害への不安を解消させるのである。だがこれだけではまだ自由主義が問題とした恣意的な権力の抑制への十分な回答とはなっていない。ここでパークが財産から生まれるという資質と美徳が鍵を握ることになる。パークが考える自然的貴族を生む環境についての言説とそれを補強する言説を引用しよう。

由緒ある境遇で育ってきたこと、幼少時から下賤卑俗な光景をまったく目にしないこと、自らを尊敬するように教えられること、公共の目の厳しい監視に慣れること、広い社会の内部の人間や事務との広範で無限に多様な結びつきを大局的に把握する高い視野を身につけること……読書し思索し談話する余暇をもつこと、……危険をかえりみないで名誉と義務を追求するよう教えられていること……法と正義の執行者としての役目を励行して人類への実質的な恩恵を施すこと、高級な学問もしくは自由な創造的技芸に精通すること、事業の成功から鋭敏で活発な理解力と、勤勉、秩序、忠実、規則といった美徳を持ち、交換的正義と見なされる習慣を養っているとと思われるような裕福な商業者に立ち混じること (*Appeal*, 1791, *W&S*, IV, p. 174-175: 662-663頁)

或る公的な会議で指導者が提起する政策にある程度の冷静さが保証されるためには、彼らは自分が指導しようとする人々を尊敬し、さらにはある程度まで恐れる必要がある。……彼らはまた自然な重みと権威 (natural weight and authority) を備えた判定者でなければならない。つまりこの種の会議体での堅実かつ穏健な指導を実現する条件は、議員の大部分が、その生活上の境遇で知性を拡大し啓発するに十分な永遠の財産と教育と習慣の持ち主によって恭しく構成されることである」(*Reflections*, 1790,



W&S, VIII, p. 92: 中野訳・上、79頁)

自然的貴族が形成される環境をパークは以上のように記述するが、これは環境であると同時に代表に求められるべき資質と美德とそのまま重なっていると理解することができるだろう。つまりパークはリーダーシップの条件に公共精神、自尊、名誉、義務の観念を強く求めた。有権者からの指示によって代表を拘束すべきでないと考えたパークは、その代わりにこうした資質と美德を代表に求めることによって、代表を拘束し権力の抑制を計ろうとした。こうすることで一方で代表のフリーハンドを可能にしつつ、他方でその恣意的な行使を抑制することが可能となる。そしてふたつ目の引用にある通り、この資質と美德が財産から生まれるものであり自然な重みと権威が必要だと述べて、自然的貴族が能力主義を基本とするにもかかわらず、財産と密接した概念としてパークは論じるのである。

ここでさらにつぎの問いをたてることもできるだろう。この財産とは何を指しているのか、である。というのも当時は金融財産という新しい財産の形態が生まれてきたからで、この金融財産と比較することで、あらためて土地財産にパークが見た特徴を浮かび上がらせることができるだろう。それによって権力と財産の議論をより具体的に論じ直すことが可能となるはずである。

## 2. 土地財産と金融財産

パークの財産についての主張を十分に理解しこの疑問に答えるためには、歴史家ディクソンが「金融革命」と名付けた歴史的変化の文脈の中でパークの主張を読みなおさなければならない<sup>14)</sup>。イングランド銀行の設立(1694年)を契機とした国債、株式などの金融財産の誕生とその浸透は、財産の形態に新しく金融財産が加わったことを意味するだけではなかった。18世紀前半においては特に顕著だが、土地財産と金融財産は常に緊張関係にあり、土地財産所有者の目には投機的で他者の思惑に依存し次々にその所有者と財産の形態を変える金融財産は異質なものに見えたのである。18世紀イギリスは国債などの金融財産をもった新しい階層を生み、これまでの土地所有者による伝統的な統治を理想とする者を困惑させた。財産を持つ者が統治を担うのであれば、金融財産所有者が統治階級であってもいいはずである。だが常に所有者が移転し、また強い匿名性を持った金融財産

の所有者を統治権力に加えることに強い反発があった。彼らは従来の物理的な国土、土地に基づく政治社会の上に、仮想・フィクションの政治社会を作り上げてしまう懸念があったからである<sup>15)</sup>。

先にフランス革命政府が財産にもとづいて統治されていないとのパークの見解を引いた。だがこの表現は若干不十分である。というのはパーク自身、フランス革命の主導者に金融財産所有者を挙げ、彼らが革命政府の一端を担っているとはっきりと認識していたからである。だからパークの主張に即すならば「フランスの土地財産はフランスを統治していない」と言い換えていいだろう。このことはパークが革命後のフランスには「我々が国土の自然的な地主階層と呼ぶもののわずかな形跡さえも見られなかった」と批判していることから伺い知ることができる(*Reflections*, 1790, W&S, VIII, p. 95: 中野訳・上、83頁)。ここには本来統治すべき土地財産所有者によって統治されていない以上、それは正しい統治ではあり得ないという含意がある。すでに見たように財産が政治的な力を意味するのであれば、金融財産も統治を担うべきではないのだろうか。なぜ土地財産でなければならなかったのか。

パークはイギリスにおいて土地財産と金融財産が相互転換し、好意的な関係を築いていたと見ていたので<sup>16)</sup>、この両者を区別して議論することをパークは好まないかもしれない。パークによれば二つの異なった財産所有階級が生まれるのではなく、金融財産が土地財産へと還流する仕組みが少なくともイギリスにはあったからである。だが先のパークの引用を注意深く読めば、パークが財産について「永遠の財産」というように永遠と言葉を添えていることに気づくし、引用以外にもパークは世襲的財産という言葉をつたつた用いている。永遠にしる世襲的にしろこうした語彙は、土地財産には正確に当てはまるが、金融財産には全く当てはめることができない。というのは、流動性が高い金融財産はすぐに償却可能であるし、市場による価格の変動が激しく一定の価値を持ち得ないからである。それにパークはイギリスの優れた点として「長子相続制の法規と家産継承処分の保護によって強力かつ裕福な姿で継続する強固で恒久的な地主階層の存在」(*French Affairs*, 1791, *Works*, IV, p. 327: 702-703頁)を挙げるが、この相続法は土地財産にのみ適用可能であった。そしてパークは次のようにも言っている。

自分の財産を末代まで家系に伝えるという永遠の権限は、財産に付随する最も貴重で興味深い属性の一つであって、社会そのものの永続に最も有力な効果を発揮する。それは、我々の弱さを我々の美德のために役立てる。それは強欲心にすら慈愛の心を接ぎ木する。家系の財産とその世襲的保有に随伴する栄誉の持ち主はこの伝達の自然な保証人である。(Reflections, 1790, W&S, VIII, p. 102: 中野訳・上、96-97頁)

このように財産が継承されることで、あわせて権威の継承も可能となるのである<sup>17)</sup>。よって継承的性格を持たない金融財産は、財産だけでなく権威を継承させることもできない。代表には自然の権威が必要だと考えるパークにとって、金融財産では先に述べた条件を十分に満たすことができないのである。パークは土地財産を代表に必要な資質を育むとともに、切れ目なく続いた過去を未来へ投影するための媒介物としても理解したと言えるだろう。

パークは権力は財産に従うという格律のもと、財産所有者が統治を担うことによって自由主義者の不安の解消をもくろみ、一方で財産から代表に必要な資質が生まれると主張することで、フリーハンドを認められた代表の権力を縛ろうとするのである。ではどうして代表にフリーハンドが与えられなければならないと考えていたのか。次節ではこの点について考えたい。

## IV. ポリティクスの拡大

### 1. 複雑になる国益

すでにパークが財産所有者が統治すること、そして代表を資質と美德で縛ることによって自由主義の不安を解消させたことを指摘した。パークはこの不安を解消させることで、国益を自由に定義するポリティクスが可能になると考えたのである。そしてこうすることで国益を個人的利益の集合と見なすことから解放し、個人的利益から切り離された実在的な国益論の議論を可能としたのである。

ではどうしてパークはこのような自由な国益探求の可能性を必要とし、個人的利益から切断された実在的な国益論を展開する必要があったのだろうか。その決定的な理由は、パークが国益を流動的なものと見なし、常に統

治権力が何が国益であるかを柔軟に判断する必要があると考えたからである。国益が流動的である以上、代表に国益探求の自由な可能性が与えられなければならない。指示を要求する有権者はこの国益の流動的性格を全く見逃しているために、同じ自由主義の立場にありながらパークと対峙することになったのである。

パークは当時もっとも先進的な学問であった政治経済学を習得し、自由貿易主義者であることを自負していた(Letter to a Noble Lord, 1795-6, Works, V, p. 193: 818頁)。だが国益がそのまま通商の利益であると主張することはしなかった。そしてまたパークは何が国益かについて、抽象的に論じることは一度もなかった。パークのいう国益はいつも条件付きで、状況付きのものにすぎない。「状況は無限に存在し無限に結合するために、常に一時的であり可変的である」(Petition of the Unitarians, 1792, Works, VII, p. 40: 788頁)と考えるパークにとって、国益もまた流動的で可変的なのは当然であった。そしてパークは「状況こそは、実際には個々の政治原理にその特徴的な色彩と独自の効果を与えるものである。状況は個々の社会的政治的計画を、人類にとって、時に有益にあるいは有害にする決め手である」(Reflections, 1790, VIII, p.58: 中野訳・上、21頁)と述べるが、それは状況に応じてその都度、国益を定義しなければならないことを意味するのである。それゆえに代表の国益探求の自由が必要とされるのであり、もしこのフリーハンドを奪うのであれば国益を見誤り、見失うことになるパークは考えたのだ。パークは確かに自由主義者だったが、この流動的な国益の性格を良く知っていたために、統治権力の束縛を受け入れることはできなかったのである。

### 2. 膨張するブリテン帝国

ではなぜ国益が流動化することになったのだろうか。財産所有者の個々の利益を守っていればよかつた時代には、統治権力の束縛も十分その有効な手段たり得たし、個々の利益をそのまま国益に延長させて理解することも許された。この点で言えば、指示に従うことを求める人民の要求は理にかなった主張であったのである。この固定的な国益を流動化させた決定的な要因は、ブリテン帝国の膨張にあったと考えられる。少なくともパークはこの帝国化問題をはっきりと意識していた。

パークが下院議員として活躍した18世紀後期のイギリスは、七年戦争の勝利に伴うブリテン帝国の膨張化が

始まった時期だった。帝国化とともにこれまでとは異質の統治課題が浮上するようになったのである。その最もよく知られた例は、課税権の行使の是非をめぐるアメリカ植民地問題だが、西に東にその版図を拡大したブリテン帝国は、インドでも統治権をうまく確立できずにいた。確かに七年戦争以前からこれらの地域は植民地化されていたが、本国イングランドとの政治的対立や摩擦が顕在化することはなかった。それはイングランドが統治を植民地自身に委ねていたからである。だが七年戦争の勝利以後、膨大な帝国の維持費に伴い、本国による植民地への介入が進む。イングランドは統治権力を行使する必要に迫られたが、その行使の正当性と実効性が問われ続けることになる。アイルランド史研究者の勝田の説明を借りれば、「これらの問題に対応するために、『帝国』がはじめて実体化されることとなった」（勝田、159-160頁）のであって、「それ以前の『帝国』は『通商』以上のもではなかった」（同上、注57頁）のである。

1768年に下院議員となったパークが取り組んだ主要な政治課題は、アメリカ植民地問題、東インド会社問題、アイルランド問題などまさにブリテン帝国の統治に関するものだった。ブリテン帝国が実体化するに伴い、イギリス議会は商人による非人道的なインド統治や、課税権の正当性をめぐるアメリカ植民地問題を扱わなければならなくなったのである。こうした政策課題はもはや個々の財産所有者の利益を守れば済む問題ではなかったし、本国イギリスの各地方の利益と同じレベルで論じることができる問題ではなかった。パークは一方で自由主義者として恣意的な権力の行使を問題としたが、他方ではブリテン帝国をいかにして維持すべきかを問題とした議員でもあったのである。パークは最初に代表論を表明した1774年の演説の中で、はっきりとブリテンの帝国化を意識した発言を行っている。

われわれは今や富裕な一商業都市〔ブリストル〕の代表であるけれども、しかしこの都市はその利害が複雑で多種多様な多方面に渡る一商業国家の一部分にすぎない。われわれはこの偉大な国家を代表する成員であるが、この国家それ自体はわれわれの美德と幸運によって今や東西の最も遙かな地域にまで広がっている一大帝国の一部に過ぎない。この広範囲に広がった利害権益のそれぞれがすべて残りなく考慮され、比較され、そして可能ならば調整されな

ければならない。（*Conclusion of the Poll, W&S, III, p. 70: 165-166頁*）

帝国化とともに国益の領域は国家の枠を超えて広がる。当然、選挙区の利益を持ち寄ったところで、帝国の利益にまで延長させることはできない。パークはこの「複雑で多種多様」である利益が残りなく考慮されてこそ国益となりえると考えたのである。だが帝国化は単純に国益の領域が広がったことを意味するわけではなかった。次の引用にあるように、パークはブリテン帝国の膨張によって「帝国管理のある種の体制」を新しく構築する必要があると述べるのである。

当初は単一の王国であったものが帝国へと拡大し、帝国管理のある種の体制が必要になった。議会は人民の単なる代表機関、その直接的有権者のために彼らの特権を守護する機関から発展して、今や強大な主権者になった。かつてはそれ自身の利益のために国王を統御していたものが、今では国王の権威にある種の権限を分与するにいたった。帝国という新しい対象の保持のためには国王の権威が必要とされるにいたったが、しかしそれを国王に排他的に帰属させることには不安があったからである。（*Letter to the Sheriffs of Bristol, 1777, W&S, III, p. 320: 275頁*）

パークのこの指摘はとても重要である。というのも先の引用は国益の範囲が広範囲化したことを指摘したのにすぎず、その意味では通商の問題として理解し直すことも可能である。だがここでのパークの指摘は、帝国の間には共有できるルールは存在せず、あるいはルールが不明瞭なまま政治が行われている現状に対し、帝国管理の体制の必要性を主張しているからである。事実、印紙条例をめぐる論争や東インド会社による統治問題などは、帝国間に共有できるルールが、存在しないか少なくとも不明瞭なために生じた問題であった。つまりパークが言う帝国管理とは、新しいルールを作ることを意味するのであり、これはポリティクスの作動する領域を広げることに他ならない。当然、この帝国の管理は、これまでの国益を質的にも変化させるし、この帝国を維持すること自体もまた国益となるのであった。

こうしてブリテンの帝国化は国益を量的にも質的にも

変化さえ、常にその状況に応じてしか定義できない流動的な性格へと変容させた。そして帝国化はルールを不明瞭にさせ、ポリティクスの働く領域を拡大させたのである。だからこそパークは代表にフリーハンドを与え、この複雑化した国益と拡大したポリティクスに対応させようとしたのである。パークと他の自由主義者の袂を分けた決定的な要因は、指示問題自体にあると言うよりは、この複雑化した国益への理解そのものにあつたと言えよう。

## おわりに

本稿は自由主義が問題とした恣意的な統治権力への不安（これは人民の不安でもあり、パーク自身の不安でもあった）を解消させようという試みが、パークの代表論の背景にあることを一定、明らかにした。この意味でパークは古典的な政治学と自由主義を対峙させたというより、自由主義に古典的な政治学の要素を組み入れたと言える。

もう一度まとめれば、パークは代表の資質と美德を議論の中軸に据えることで、一方で代表のフリーハンドを認めつつ、他方でその恣意的な行使を抑制しようとしたのである。その際、資質の議論と財産の議論を交錯させたところがパークのレトリックの巧みな点で、財産所有者による統治は財産権を侵害し得ず、安全な統治が約束されるとのレトリックをここに組み込んだのである。現代の研究者から見るとパークのこうした論理は既存の社会秩序を擁護するだけで新規性がなく陳腐に映るかもしれない。だが政治家であったパークにとって重要なのは、新規性ではなく、説得力であることをあらためて言う必要はないだろう。

パークは他の自由主義者が統治を自動機械化、あるいは指示によって半機械化しようと試みていたときに、既存のリソースを組み合わせることによって、膨張するブリテン帝国と複雑化する国益にあつた統治形態を構想したのである。それは実際に帝国化問題と格闘した政治家らしい回答であって、思想家や急進的な運動家が見落としていた点を拾い上げたと言える。そして国益をめぐる論争が繰り広げられる中で、土地財産が生む資質と美德といった議論を、有権者の地方益や個人的な利益に縛られない自由な国益探求の可能性と接合した点にパークの代表論がもつ新しさがあつた。「誰が統治すべきか」という問いが消失しかけた時代にあつて、パークは代表論

を論じることで、この問いが依然として重要であることを示したのである。

## 注

- 1) 中谷猛教授を中心とする「政治思想読書会」にて本稿の構想を発表する機会を得た。中谷教授をはじめ多くの先生、先輩から助言や批判、そして新しい視点をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。
- 2) 例えば代議制民主主義には「代表」概念が、コミュニケーションや連帯には「代理」概念が強く現れている。理想的な統治形態として代議制統治を位置づけるなどこの種の議論をはじめて正面から論じたジョン・スチュワート・ミルの『代議制統治論』（1861年）は、代表について考える上で示唆に富む。
- 3) 本書は、マクファーソンらによって提示された市場社会擁護者「ブルジョワ政治学者」としてのパーク像への反論である。18世紀は未だ農業社会であるという前提のもと、パーク思想のジェントリーの側面を強調する。キャナヴァンは断片的なパークの財産への言説から彼の思想を体系化することの困難さを十分自覚しており、それが「ひとつのモザイク」（Canavan, p. 70）でしかないと自ら評している。続けて「もしパークを特定の状況と要求された直接的な目的について話すだけの政治の三文文士として扱うのでなければ、このモザイクを押し付ける危険をおかさなければならない」（ibid）と述べているが、これはパーク研究にとってきわめて重要な指摘である。パークの言説のほとんどは時事問題への応答であるが、しかしだからといってその時事的性格を強調すると、彼の思想を蒸発させることになりかねず、またその一貫性を見失う（もちろん非一貫性についても十分な注意を払う必要があるが）。本稿もキャナヴァンのこの見解を共有し、危険に挑むものである。
- 4) 財産による独立については、ボーリングブルックなどの共和主義者からの影響を指摘することもできる。例えば、オゴーマンはロックとボーリングブルックの両者からの影響を指摘している。パークは「ボーリングブルックから財産の独立と腐敗の恐怖の観念を得た。パークはイギリス国制の安定は独立と深く関係していると考えていたが、ジェントリーの独立を理想化したボーリングブルックとは違って、パークは貴族の独立を擁護した」F. O'Gorman (1973), *Edmund Burke: His Political Philosophy*, George Allen & Unwin Ltd, p. 17.
- 5) 以上、先行研究を整理したが、各研究や各解釈はそれぞれの研究関心に従った十分な到達点にたどり着いており、彼らが説明しようとしていることを説明できていないと批判するものでない。
- 6) こうした区分を採用するには丁寧な説明を試みるべきだが、本稿で扱うには大きすぎるテーマである。G. H. Sabine (1952), *Two Democratic Traditions*, in, *Philosophical Review*, Vol. LXI pp. 451-474. (柴田平三郎訳『デモクラシーの二つの伝統』未来社)などを参考。

- 7) 同様の指摘を政治思想史家ポーコックも行っている。ポーコックはピューリタン急進主義の主張を検証し、自由主義がもつ自由と権威の両側面を明らかにすることで、本来の自由主義は個人と国家に距離を置き対峙する思想ではないことを論証した。詳しくは「権威と所有」『徳・商業・歴史』を参照。
- 8) もともと指示は野党が与党を攻撃するために、人民を組織化することから始まったようである。特に1733年の消費税法案をめぐる論争での人民の指示が著名である (Dickinson 1977、160頁)。だがパークの時代になると、すでに野党による工作としてではなく、人民が代表に指示することが通念化している。一次資料を用いた彼らの論理の再構築や歴史的な変遷については、現在の筆者の力量を大きく超えるテーマであり、他日を期したい。
- 9) 今日の選挙と当時の選挙は大きく異なる点に留意しなければならない。例えば当時は公開選挙が実施され、選挙区によっては有権者が誰に投票したかが印刷物などで公開されていた。また「腐敗選挙区」で知られる選挙区は、地元有力者である大地主が数名の有権者の票を完全に牛耳っていた。パークの代表論は都市民に訴えかけたものだが、理論的には代表が有力者、ときにはその庇護者の意向に背くことを認める点で革新的であると言える。それ以外にも今日の選挙との相違点は多数あるが、青木康『議員が選挙区を選ぶ』(山川出版社、1997年)がわかりやすく論じており、有益である。
- 10) The Parliamentary Qualification Act of 1711によって下院議員への立候補資格は次のように制限されていた。1710年の総選挙でトーリーが勝利したことにより制定したこの法律は、下院議員への立候補資格を定めるもので、地方地主は600ポンド、自治都市の場合は300ポンドの収益のある土地を所有していることを明記した。またこの土地は抵当権が設定されていないとされた。「1784年の土地税評価での数値を用いると、1万人から1万2千人が下院議員への立候補資格を有したことになる」(Langford, p. 290)。1711年から何度もこの資格法は議論の対象となったが、それは原理的な改革を意味するものではなく、インフレーション調整のためにすぎない。とはいえこの法律は厳密な運用がなされていたわけではなく、事実、パークの購入した地所は抵当権が設定されていたが、パークは帳簿上、友人から土地財産を借りて下院議員の立候補資格を得ていたと見られている。
- 11) この数は当時の法制上の有権者数の16万人よりも多い。松浦高嶺 (2005)『イギリス近代史論集』山川出版社、68頁。
- 12) この自然的貴族の思想はパークの独創ではない。パークの同時代人ではトマス・ジェファソンにも採用された語彙であり、17世紀イングランドではハリントンによってすでに使用されている。竹澤祐丈 (2006)「ハリントンの自然的貴族論」社会思想史学会自由論題報告を参照。パークの自然的貴族論が他者のそれとどのように類似しているのかは興味深い問題だが、本稿の対象外である。
- 13) パークは貴族階級の擁護者と見なされることがあるが、厳

密には正しくない。貴族であるがゆえの義務を果たさない貴族を何度も叱責しているからである。「彼ら [爵位貴族の義務を果たさない者] は自分たちの家柄の古さを誇り、まるで彼らの高貴さを傷つけるのを恐れでもするかのように彼らの相続財産である彼らの誤謬を弁護し、先祖の面目を永久に潰しては大変だと考えて、彼らの楯の紋章にいささかの傷も付けないように注意する」(*Economical Reform*, 1780, W&S, III, p. 491: 311頁)などは、パークの貴族への痛烈な皮肉である。

- 14) P. G. Dickson (1967), *The financial Revolution in England: A study in the Development of Public Credit*を参照。
- 15) 伝記によればパークは金融財産を所有しなかったが、彼の親族は投機的な金融財産の購入を生涯続けていた。パークは言説同様に実生活においても土地財産に関心を持ち、政治的な名声を獲得する以前に膨大な借金を負って地所を購入している。詳しくはElizabeth. R. Lambert (2003), *Edmund Burke of Beaconsfield*, University of Delaware Press, pp. 44-49、またはF. P. Lock (1998), *Edmund Burke; volume I, 1730-1784*, Oxford U. P. , pp. 249-258を参照。
- 16) ただしパークが言うように、土地財産所有者と金融財産所有者が融和していったかは定かではない。経済史家ジョン・ハバカクは、特にアメリカ戦争以後、金融財産所有者による土地財産への買い控えが顕著になっていたことを指摘している。アメリカ戦争以前は富の顕示、社会的ステータス、政治参加といった土地の購入動機が混在していたが、戦争以後はこれらの動機が徐々に分離し始め、政治的、社会的ステータスに必要なだけの土地を購入すると、彼らはそれ以上の土地を購入しようとはしなくなった。必要以上に土地を購入しても所得が減るだけであるとよく知るようになっていったのである。またこれまで土地を購入する者は、自分も農業を営むなど、従来の土地財産所有者の生活に自らの生活を合わせていったが、購入動機が分離するにつれ、独自の生活様式を維持しようとし始めた (Habakkuk, p. 413)。
- 17) ヒュームは金融財産が威厳をもたない理由を、次のように指摘している。「国債所有者は国家とは一切の結びつきをもっていない。……貴族の威厳、ジェントリーの品位、家の家風に関するすべての観念は彼らから消え去る。国債は即座に譲渡することができ、流転して止むことがない。したがって親から子へと三代にわたって伝えられることはほとんどないだろう。たとえそうではなく一つの家系にそれほど長く留まり続けたとしても、国債はその所有者にいかなる世襲の権威や名望をもたらすことはない」Hume (1752), *Of public Credit*, in *Hume Selected Essays*, Oxford U.P. , 1988, p. 209: 小松訳・下、144-145頁。

#### 参考文献

- Burke, Edmund. (1981- ). *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, general ed. Paul Langford, Oxford U. P. (一

- 部訳あり。中野好之編訳 (2000) 『バーク政治経済論集』法政大学出版。中野好之訳 (2000) 『フランス革命についての省察 (上・下)』岩波文庫。半澤孝磨訳 (1978) 『フランス革命の省察』みすず書房など)
- \_\_\_\_\_. (1886). *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, ed. John C. Nimmo, London.
- Birch, H. Anthony. (1971). *Representation*, Pall Mall Press. (河合秀和 (1972) 『代表』福村出版)
- Canavan, Francis. (1995). *The Political Economy of Edmund Burke: The Role of Property in his Thought*, Fordham U.P.
- Conniff, James. (1994). *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress*, State University of New York.
- Dickinson, H.T. (1977). *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, Law Book Co of Australasia. (田中秀夫監訳 (2006) 『自由と所有』ナカニシヤ出版)
- \_\_\_\_\_. (2005). Edmund Burke's Political Ideology. (京都大学「方法論研究会例会」発表原稿・未刊)
- Eulau, Heinz. (1967). *Changing Views of Representation*, in *Contemporary Political Science*, ed. Ithiel de Sola Pool, McGraw Hill. (内山秀夫ら訳 (1970) 『現代政治学の思想と方法』勁草書房)
- Habakkuk, John. (1994). *Marriage, Debt, and the Estate System: English Landownership 1650-1950*, Oxford U. P.
- Langford, Paul. (1990). *Public Life and the Propertied Englishman: 1689-1798*, Oxford U. P.
- Pitkin, Hanna. Fenichel. (1967) . *The Concept of Representation*, California. U. P.
- Pocock, J. G. A. (1985). *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge U. P. (田中秀夫編訳 (1993) 『徳・商業・歴史』みすず書房)
- Wolin, S. Sheldon. (1960). *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, expanded ed, Princeton U. P.
- 勝田俊輔 (2002) 「名誉革命体制とアイルランド」近藤和彦編『長い18世紀のイギリス その政治社会』山川出版社
- 岸本広司 (2000) 『バーク政治思想の展開』御茶の水書房